

北海道建設業審議会
第1回 品確法取組方針等検討専門委員会

1 日 時：平成27年3月18日（水）13:30～15:30

2 場 所：かでの2・7 10階 1040会議室

3 出席者：出席者名簿のとおり

4 議事次第

（1）開会

（2）挨拶

（3）議事

1）委員長の選任等について

2）取組方針の見直し工程（案）について

3）「公共工事の品質確保の促進に関する法律」等の改正について

4）現行の「公共工事の品質確保に関する北海道の取組方針」について

5）新たな取組方針の構成（案）について

6）平成27年度からの取組について

7）その他

（4）閉会

5 議事概要

（1）委員長の互選、委員長代理の指名について

石黒委員を委員長、高野委員を委員長代理に指名

（2）取組方針の見直し工程（案）について

資料1に基づき、事務局から説明

<質問、意見等なし>

（3）「公共工事の品質確保の促進に関する法律」等の改正について

資料2に基づき、事務局から説明

<質問、意見等なし>

（4）現行の「公共工事の品質確保に関する北海道の取組方針」について

資料3に基づき、事務局から説明

<主な意見等（概要）>

【砂田委員】

市町村への支援について、「道の技術系研修会」や「道の工事完成検査」への立会等の数値的なものがあれば示してほしい。

【宮永委員】

ダンピング受注の防止とあるが、ダンピングで受注した契約実績はあるのでしょうか。（資料P13「発注関係事務の適切な実施」）

【篠田委員】

「調査・設計における品質確保の推進」で、一般競争やプロポーザル方式の一部実施とあるが、どのような業務分野で実施しているのか示してほしい。

(5) 新たな取組方針の構成(案)について

資料 4 に基づき、事務局から説明

< 主な意見等 (概要) >

【砂田委員】

「工事の監督・検査等の充実強化」の「完成後の一定期間を経過した後における施工状況の確認・評価」について、具体的な説明をお願いします。

「担い手の確保・育成」については、育成どころではなく人も集まらない状況。建設産業への P R 的なものを盛り込んでいただきたい。

【高野委員】

市町村への支援については、市町村の状況の把握をした上でどのような立場で支援するのか、十分な検討が必要なのではないか。

【川島委員】

今回の改正は、施工者側から見ると「発注関係事務の運用に関する指針」が改正が最大のポイントと考えている。示された内容では、弱いのではないか。

例えば、「予定価格の適正な設定」には、「適正な利潤を確保する」等の枕詞を入れて欲しい。

【篠田委員】

コンサルにおいても担い手の問題は、重要な課題であり、委員会をとおして、意見交換をしていきたい。

【川島委員】

参考資料 4 の「外部からの支援体制の活用(P12)」について、地方の市町村には事務職員しかいないところもある。

いくら国、道が支援しても対応できない実態もあるので、もっと建設技術センターなどの外部機関を活用し、市町村の適正な体制を確保していることを P R する必要があると考える。

審議会でも発言したが、品確法の取組方針の見直しにより、支援プランも変わってくるのではないか。両方の整合性をとる必要があると考える。

(6) 平成 27 年度からの取組について

資料 5 に基づき、事務局から説明

< 質問、意見等なし >

(7) その他

次回の開催予定について事務局から説明

< 主な意見等 (概要) >

【篠田委員】

国の資料に「施策の進め方」の項目があり、道の現行方針にも記載があるが、今回示された資料にはないが、なぜないのか。